

県水道局が別途公共事業にて整備する範囲

- 1 P F I 事業用地の範囲外を別途公共事業にて整備するもの
 - ① 外構の一部（事業用地西側のフェンスの一部等）
 - ② 外構に係るセキュリティセンサー

- 2 P F I 事業用地の範囲内で別途公共事業にて整備するもの
 - ① 既存脱水機棟内に設置されているPCB容器、空気ボンベ充填用コンプレッサー等の事業用地外への移設
 - ② 既存脱水機棟の外壁塗装及び防水工事
 - ③ 不要品等の一時保管場所の事業用地外への移設